

令和 7 年度 第 1 回大田市公共料金に関する審議会 次第

日 時 令和 7 年 4 月 21 日(月) 10 : 00 開会
場 所 大田市役所 2 階第 1 会議室

1. 開 会

2. 市長あいさつ

3. 会長の選出及び会長代理の指定

4. 会長あいさつ

5. 諮 問

6. 議 題

1) 会議の公開・非公開の決定について

2) 大田市給水条例に定める水道料金の改定について

① 水道事業の概要について

② 水道料金について審議会開催に至った経過

③ 県内 8 市水道料金の状況について

3) その他

7. 閉 会

大田市公共料金に関する審議会 委員名簿

	所 属	氏 名	備 考
1	公立大学法人島根県立大学	村山 誠	
2	大田商工会議所	鎌田 晴美	
3	銀の道商工会	大門 まゆ子	
4	社会福祉法人大田市社会福祉協議会	大谷 積	
5	大田市青年協議会	佐々木 優作	
6	大田市自治会連合会	安藤 彰浩	
7	帝人コードレ株式会社	島林 一雄	
8	温泉津女子会	渡利 章香	
9	仁摩女	落合 美樹	
10	大田友の会	南良原 悦子	

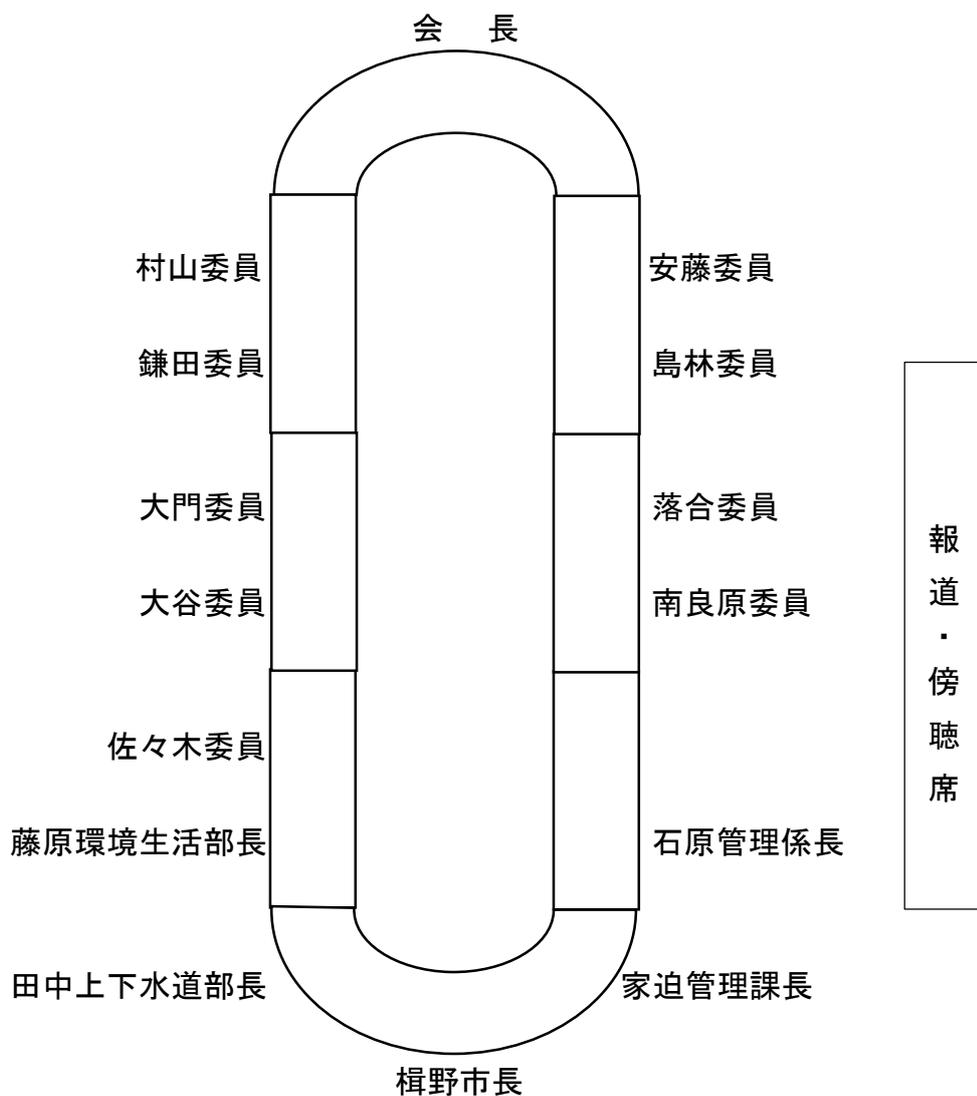
事務局

環境生活部長	藤原 和弘	
環境生活部環境政策課長	山崎 省吾	
環境生活部環境政策課 環境政策係長	中原 崇之	
上下水道部長	田中 明	
上下水道部管理課長	家迫 英樹	
上下水道部水道課長	榎本 淳次	
上下水道部水道課 課長補佐	岩倉 哲	
上下水道部水道課 課長補佐	石川 勝晃	
上下水道部管理課 管理係長	石原 亜紀子	

令和7年度 第1回大田市公共料金に関する審議会席次表

日時: 令和7年4月21日(月)10:00~

会場: 大田市役所2階第1会議室



--	--

石川 岩倉 榎本 山崎
補佐 補佐 課長 課長

--	--

中原
係長

○大田市公共料金に関する審議会条例

令和5年9月29日

条例第19号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、公共料金の額について審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による附属機関として、大田市公共料金に関する審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(諮問)

第2条 市長は、別表に掲げる公共料金の額を決定し、又は改定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くことができる。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、その委員は、学識経験のある者、大田市の区域内の公共的団体等の代表者及び市民のうちから、必要の都度、市長が委嘱する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、当該審議会に諮問する公共料金を所管する部署で処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

大田市廃棄物の処理及び再生利用等の促進に関する条例(平成17年大田市条例第124号)別表に定める手数料
大田市給水条例(平成17年大田市条例第216号)別表に定める料金
大田市公共下水道使用料条例(平成18年大田市条例第38号)別表に定める使用料
大田市生活排水処理施設の設置等に関する条例(平成18年大田市条例第40号)別表第2に定める使用料
大田市農業集落排水施設使用料条例(平成17年大田市条例第159号)別表に定める使用料
その他市長が審議会の諮問に付す必要があると認めたもの